

## 宮城県産業廃棄物最終処分場立地地域共生促進支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、産業廃棄物最終処分場の周辺地域との共生を促進するため、最終処分場設置事業者が行う事業の経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象等)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）に係る事業区分、補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）、補助対象経費、補助率及び補助上限額は、別表1のとおりとする。

2 補助金の額は、別表1の4補助対象経費の項内容の欄に掲げる経費を合計した額に、同表5補助率の項内容の欄に定める率を乗じて得た額とする。この場合において、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、同表6補助上限額の項内容の欄に掲げる額を上限とする。

3 補助金の交付対象事業は、交付申請を行う日が属する年度と同一年度内に完了するものに限る。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を申請しようとする者は、規則第3条1項の規定に基づき、補助事業の着手前に補助金交付申請書を提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める。

3 規則第3条第2項に基づくほか、補助金交付申請書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 事業スケジュール
- (4) 補助事業実施の前年度の宮城県産業廃棄物税の納税証明書
- (5) (4)以外の宮城県税に係る納税証明書（直近のもの）
- (6) 事業の対象となる産業廃棄物最終処分場に係る産業廃棄物処分業許可証の写し
- (7) 補助事業に要する経費及び実施内容が分かる書類（別表2（1）に掲げるもの）
- (8) その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第4条 規則第5条の規定に基づき、補助金の交付決定に当たり、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業経費の配分の変更をする場合は、あらかじめ様

式第2号により申請を行い、知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる重要な変更以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。

イ 補助事業経費総額の増額

ロ 補助事業経費総額の30%を超える減額

ハ 補助事業を構成する各事業区分の廃止

ニ 補助事業を構成する各事業区分間のいずれか低い額の30%を超える流用に伴う増減

ホ その他知事が必要と認める重大な変更

(2) 補助事業を廃止する場合においては、様式第3号により申請を行い、知事の承認を受けること。

(3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。

(実績報告)

第5条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、補助事業等実績報告書を提出しなければならない。

2 前項の補助事業等実績報告書は、様式第4号によるものとし、その提出期限は、補助事業の完了若しくは廃止承認の日から30日以内又は交付決定のあった日の属する県の会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までとする。

3 規則第12条第1項の規定に基づき、補助事業等実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実績書

(2) 収支精算書

(3) 補助事業に要した経費の支払額及び実施内容が分かる書類(別表2(2)に掲げるもの)

(4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第6条 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

(取得財産等の管理及び処分)

第7条 補助対象者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)を善良なる管理者の注意をもって管理し、知事の承認を受けないで、補助金交付の目的外の使用、譲渡、交換、貸付け又は担保として提供(以下「処分等」という。)してはならない。

2 規則第21条に規定する知事が定める期間は、取得財産等に係る減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。)に定める耐用年数の期間とする。

3 規則第21条第2号に規定する機械及び重要な器具で、知事が定めるものとは、1件当

たりの取得価格又は効用の増加額が5万円以上の取得財産等とする。

4 規則第21条第3号に規定する知事が特に必要と認めるものとは、1件当たりの取得価格又は効用の増加額が5万円以上の取得財産等とする。

5 補助対象者は、取得財産等に係る処分等について知事の承認を受けようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第5号)を知事に提出し、承認を受けなければならない。

6 知事は、前項の承認をした場合において、当該承認に係る処分等により、補助対象者に収入があったと認めるときは、当該補助対象者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させることができる。

(交付決定の取消し)

第8条 補助事業者が、交付決定のあった日の属する会計年度及び当該年度の終了後5年の間に、次のいずれかに該当することとなった場合には、当該交付決定を取り消し、当該交付決定に係る補助金を返還させることがある。

(1) 交付決定の内容又は第4条に規定する交付の条件に違反したとき。

(2) 別表3に掲げる法令等に違反し、これらの法令等に基づく処罰又は命令その他不利益処分を受けたとき。

(3) 別表3に掲げる法令等に基づき、県又は市町村から文書による指導、指示又は勧告を受けたにもかかわらず、これに従わないとき。

(4) 知事の承認を受けずに、取得財産等を処分等したとき。

(5) その他知事が交付決定の取消しについて適当であると認めるとき。

(書類の提出)

第9条 提出する書類の部数は1部とし、宮城県環境生活部循環型社会推進課に提出するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和4年3月22日から施行する。

2 令和4年3月22日より前に交付決定された補助金については、なお従前の例による。ただし、様式第2号から様式第5号までの改正については、施行日から適用する。

別表 1 (第 2 条関係)

区分	内容
1 事業名	宮城県産業廃棄物最終処分場立地地域共生促進支援事業
2 補助対象者	<p>補助対象者は、補助事業を実施する前年度において、産業廃棄物税条例（平成 16 年宮城県条例第 19 号。以下「税条例」という。）第 9 条に規定する特別徴収義務者として産業廃棄物税の納入の実績のある者に限る。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。</p> <p>(1) 税条例第 14 条に規定する申告納付のみの者</p> <p>(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでのいずれかに該当する者</p> <p>(3) 宮城県税を滞納している者</p>
3 補助事業に係る事業区分	<p>補助事業は、最終処分場（最終処分場の跡地を含む。）の敷地境界から原則として 5 km 以内の範囲で補助対象者が行う事業で、次の事業区分によるものとする。</p> <p>(1) 最終処分場の円滑な事業実施に資する事業（実施範囲の適用は除外）</p> <p>イ 普及啓発のための環境学習教室、環境イベント等の開催</p> <p>ロ 最終処分場の理解促進・イメージアップのための啓発資材等の作成</p> <p>(2) 最終処分場（跡地を含む。）及びその周辺の緑化（植栽）及びその付帯設備の整備（修繕を含む。）</p> <p>(3) 最終処分場（跡地を含む。）への見学者等の受入れに必要な設備・機材の設置（修繕を含む。）</p> <p>(4) 最終処分場（跡地を含む。）立地周辺地域とともに実施する環境美化に関する事業</p> <p>(5) その他最終処分場立地周辺地域（住民）との共生に知事が必要と認める事業</p>
4 補助対象経費	補助対象経費は、3 補助事業に係る事業区分（1）から（5）までに要する経費とする（消費税及び地方消費税を除く。）。
5 補助率	補助率は、補助対象経費の 2 分の 1 以内とする。
6 補助上限額	補助上限額は、500 万円又は補助対象者の前年度の産業廃棄物税納入額の 100 分の 5 に相当する金額のうち、いずれか低い額とする。

別表 2 (確認資料一覧)

(1) 様式第 1 号への添付書類 (補助金交付申請時確認資料)

委託及び工事請負契約に関するもの	見積書 施工図面 (最終処分場等からの距離が分かる図面を含む。)
購入に関するもの	見積書, 料金表, カタログの写し等
雇用契約に関するもの	募集案内案等
その他契約に関するもの	見積書 最終処分場からの距離及び業務範囲が分かる図面等
環境学習教室, 環境イベント等に関するもの	募集要項案等

(2) 様式第 4 号への添付書類 (実績報告時確認資料)

委託及び工事請負契約に関するもの	契約書 支払完了が確認できる書類 写真
購入に関するもの	契約書 (作成した場合) 領収書 (レシート可) 啓発資材の場合は, 作成した資材が確認できる写真等
雇用契約に関するもの	雇用契約書等 賃金台帳 最終処分場からの距離及び業務範囲が分かる図面 事業実施状況の写真, 作業日誌等
その他契約に関するもの	契約書 (作成した場合) 支払完了が確認できる書類 事業区分 (2) から (5) に該当する場合は, 最終処分場等からの距離及び業務範囲が分かる図面 事業実施状況の写真等
環境学習教室, 環境イベント等に関するもの	実施状況写真 募集要項等

別表 3 (第 8 条関係)

- 1 大気汚染防止法 (昭和 4 3 年法律第 9 7 号)
- 2 騒音規制法 (昭和 4 3 年法律第 9 8 号)
- 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号)
- 4 水質汚濁防止法 (昭和 4 5 年法律第 1 3 8 号)
- 5 悪臭防止法 (昭和 4 6 年法律第 9 1 号)
- 6 振動規制法 (昭和 5 1 年法律第 6 4 号)
- 7 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 3 年法律第 4 8 号)
- 8 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (平成 7 年法律第 1 1 2 号)
- 9 特定家庭用機器再商品化法 (平成 1 0 年法律第 9 7 号)
- 10 ダイオキシン類対策特別措置法 (平成 1 1 年法律第 1 0 5 号)
- 11 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 1 2 年法律第 1 0 4 号)
- 12 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (平成 1 2 年法律第 1 1 6 号)
- 13 土壌汚染対策法 (平成 1 4 年法律第 5 3 号)
- 14 使用済自動車の再資源化等に関する法律 (平成 1 4 年法律第 8 7 号)
- 15 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 (平成 2 4 年法律第 5 7 号)
- 16 公害防止条例 (昭和 4 6 年宮城県条例第 1 2 号)
- 17 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例 (平成 1 2 年宮城県条例第 4 4 号)
- 18 産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例 (平成 1 7 年宮城県条例第 1 5 1 号)
- 19 1 から 18 までに掲げるもののほか、関係法令及び事業所が所在する地方公共団体における環境保全等に関する条例

様式第1号（第3条関係）

宮城県産業廃棄物最終処分場立地地域共生促進支援事業補助金交付申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

(申請者)  
住 所  
氏名又は名称  
及び代表者名

担当者職氏名  
電 話  
E-mail

F A X

年度において、宮城県産業廃棄物最終処分場立地地域共生促進支援事業を下記のとおり実施したいので、補助金等交付規則第3条の規定により、宮城県産業廃棄物最終処分場立地地域共生促進支援事業補助金を交付されるよう、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

補助事業に要する経費 金 円

補助金交付申請額 金 円

2 事業計画書（別紙1）

3 収支予算書（別紙2）

4 事業スケジュール（別紙3）

5 前年度の宮城県産業廃棄物税の納税証明書（ただし、納入申告した額に限り、備考欄に納入申告の記載のあるもの）

6 宮城県税の納税証明書（全ての宮城県税に未納の無いことを証明するもの）（発行後3か月以内のもの）

7 事業の対象となる産業廃棄物最終処分場に係る産業廃棄物処分業許可証の写し

8 補助事業に要する経費及び実施内容が分かる書類（別表2（1）に掲げるもの）

9 その他知事が必要と認める書類

## 事業計画（実績）書

1 事業名 宮城県産業廃棄物最終処分場立地地域共生促進支援事業

2 事業者名

3 事業の内容等

（単位：円）

事業区分番号 （※1）	事業の目的・内容 （※2）	事業経費	備考
計			

※1 事業区分

- （1）最終処分場の円滑な事業実施に資する事業
- （2）最終処分場（跡地を含む。）及びその周辺の緑化（植栽）及びその付帯設備の整備（修繕を含む。）
- （3）最終処分場（跡地を含む。）への見学者等の受入にに必要な設備・機材の設置（修繕を含む。）
- （4）最終処分場（跡地を含む。）立地周辺地域とともに実施する環境美化に関する事業
- （5）その他最終処分場立地周辺地域（住民）との共生に知事が必要と認める事業

※2 「別紙のとおり」とし、別紙を添付しても可

4 事業完了（予定）年月日

年 月 日

## 収支予算(精算)書

1 事業名 宮城県産業廃棄物最終処分場立地地域共生促進支援事業

2 事業者名

3 収入の部

単位：円)

区 分	金 額	調達先(予定)	備 考
本 補 助 金		宮城県	
借 入 金			
自 己 資 金			
そ の 他			
計			

4 支出の部

(単位：円)

事業区 分番号	事業経費の内訳(項目)	調達先(予定) (※1)	事業に要する経費 (補助対象経費)	補助金見込額 (※2)	備 考
合 計					

※1 調達先(予定)が複数にわたる場合は、内訳が分かるように全て記載してください。

※2 補助対象経費×1/2 又は補助上限額のいずれか低い額(千円未満切り捨て)

## 事業スケジュール

1 事業名 宮城県産業廃棄物最終処分場立地地域共生促進支援事業

2 事業者名

3 事業計画表

実施年月 項目	年									年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

(備考) 各種手続きの期間も含めて記載してください。

様式第2号（第4条関係）

宮城県産業廃棄物最終処分場立地地域共生促進支援事業計画変更承認申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

(申請者)  
住 所  
氏名又は名称  
及び代表者名

担当者職氏名  
電 話 F A X  
E-mail

年 月 日付け宮城県(循社)指令第 号で交付決定のありました宮城県産業廃棄物最終処分場立地地域共生促進支援事業について、事業の内容を下記のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 変更理由

2 変更内容

3 関係書類

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）（補助事業に要する経費変更がある場合のみ）
- (3) 事業スケジュール（別紙3）（事業スケジュールに変更がある場合のみ）
- (4) 補助事業に要する経費の分かる書類（別紙2（1）に定めるもの）（補助事業に要する経費変更がある場合のみ）

様式第3号（第4条関係）

宮城県産業廃棄物最終処分場立地地域共生促進支援事業廃止承認申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

(申請者)  
住 所  
氏名又は名称  
及び代表者名

担当者職氏名  
電 話  
E-mail

F A X

年 月 日付け宮城県(循社)指令第 号で交付決定のありました宮城県産業廃棄物最終処分場立地地域共生促進支援事業について、下記のとおり事業を廃止したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

廃止の理由

宮城県産業廃棄物最終処分場立地地域共生促進支援事業実績報告書

年 月 日

宮城県知事

殿

(申請者)  
住 所  
氏名又は名称  
及び代表者名

担当者職氏名

電話

F A X

E-mail

年 月 日付け宮城県(循社)指令第 号で交付決定のありました宮城県産業廃棄物最終処分場立地地域共生促進支援事業について、下記のとおり実施しましたので、補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助事業に要した経費 金 円
- 3 事業実績書(別紙1)
- 4 収支精算書(別紙2)
- 5 補助事業に要した経費の支払額が分かる書類(別表2(2)に定めるもの)
- 6 その他知事が必要と認める書類
- 7 振込先

金融機関名・店名		
(フリガナ) 口座名義人		
口座番号	当座・普通	No.

宮城県産業廃棄物最終処分場立地地域共生促進支援事業財産処分承認申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

(申請者)  
住 所  
氏名又は名称  
及び代表者名

担当者職氏名  
電 話 F A X  
E-mail

年 月 日付け宮城県(循社)指令第 号で交付決定のありました宮城県産業廃棄物最終処分場立地地域共生促進支援事業の補助金の交付対象として取得した財産を、下記のとおり処分したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 処分対象財産の名称及び取得年月日
  - (1) 財産の名称
  - (2) 財産の取得年月日 年 月 日
- 2 取得価格及び残存価格
  - (1) 取得価格 円
  - (2) 残存価格 円
- 3 処分の方法（売却の場合は、売却先及び売却価格を記載してください。）
- 4 処分の理由
- 5 処分に至るまでの経過
- 6 処分予定年月日 年 月 日
- 7 添付資料
  - (1) 交付決定通知書及び交付額の確定通知書の写し
  - (2) 財産処分方法を証する書類
  - (3) 残存価格が確認できる書類
  - (4) 当該財産の現況写真